

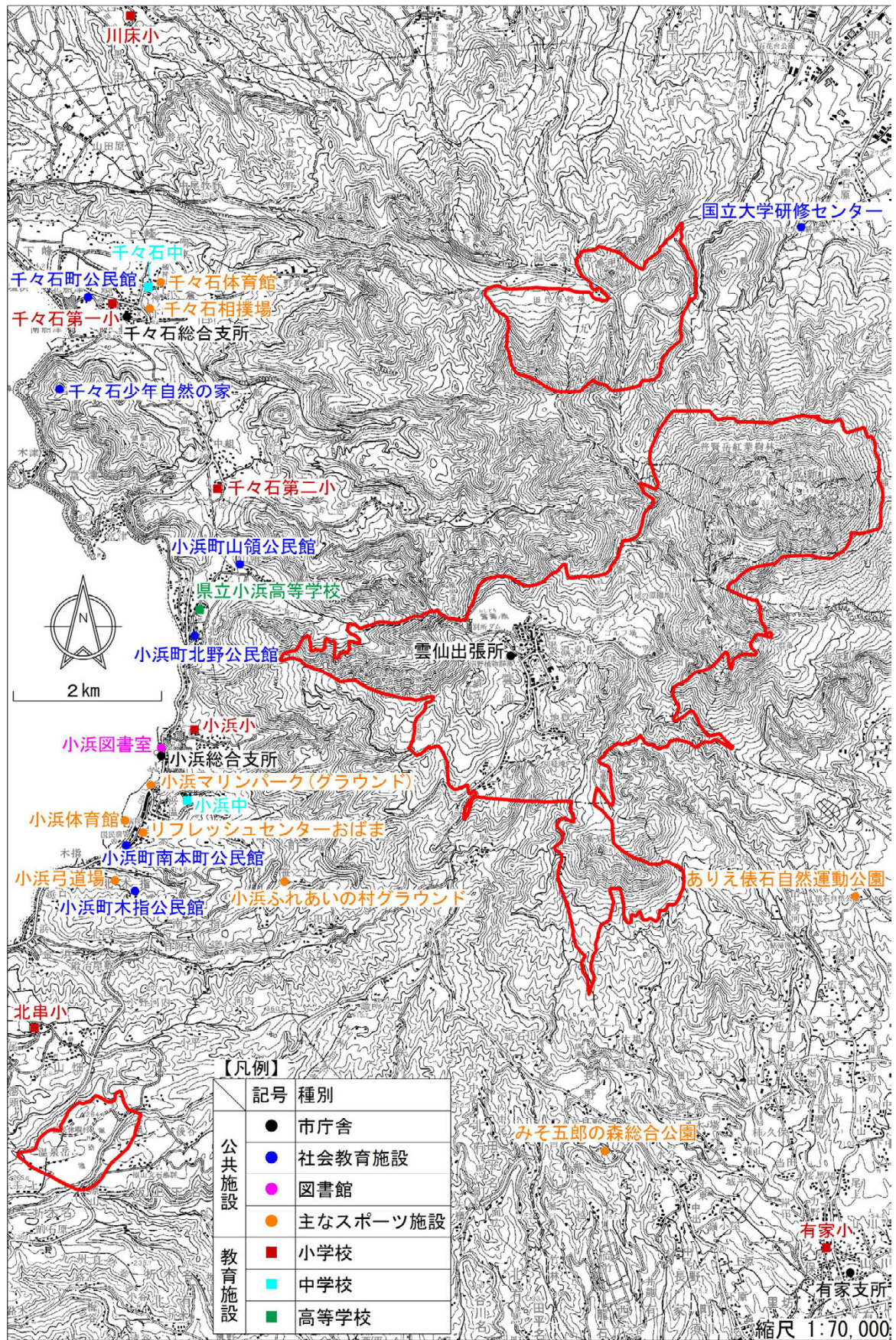


図 2-3-5 公共施設分布図

第3章 特別名勝等の概要

第1節 指定に至る経緯

1. 史跡名勝天然記念物

文化財保護法（第2条第1項第4号）では記念物を「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」と定義している。また、記念物は表3-1-1のとおり、史跡、名勝、天然記念物の3つに分けられるとともに、人間の作意と技術によって造られた人文的なものと、天然の営為や素材によって生じた自然的なものに大別される。なお、重複して価値が認められた場合は範囲を共有する形で指定されることになる。

昭和3年（1928）3月31日に「温泉岳」が国指定の名勝に、温泉岳に含まれる「地獄地帯しろどうだん群落」・「野岳いぬつげ群落」・「普賢岳紅葉樹林」・「原生沼沼野植生群落」・「池ノ原みやまきりしま群落」の5件が国指定の天然記念物に指定された。大正8年（1919）に文化財保護法の前身の1つである、史蹟名勝天然記念物保存法が施行されており、「温泉岳」は施行後9年目で指定を受けたことになる。なお、指定に至る契機は、昭和2年（1927）に東京日日新聞社・大阪毎日新聞主催、鉄道省後援で行われた「日本新八景」（のちに「日本八景」に改称）の選定に求めることができる。

表3-1-1 史跡・名勝・天然記念物

記 念 物	
史 跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
名 勝	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上及び観賞上価値の高いもの
天然記念物	動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

2. 日本八景

「日本新八景」を選定する企画は、昭和2年（1927）4月9日に、『東京日日新聞』と『大阪毎日新聞』の紙上で発表された。その見出しには、『日本新八景』の選定 選定八景 山岳―溪谷―瀑布―温泉 湖沼―河川―海岸―平原 各第一勝を募る」と書かれており、一般公募企画である事が分かる。また、記事では、過去の趣味や鑑賞方法に偏らず「昭和の新時代を代表すべき新日本の勝景」を「われ等の新しい好尚」で選定せねばならない、という企画の趣旨が示されるとともに、投票と選考方法および、八景に選定された地に著名な文人と画家が訪問して紀行文を紙上掲載する旨が告知されている（写真 3-1-1）。なお、4月15日の紙面において、既に著名な日本三景、富士山および庭園などの人工的名勝は除外するとの解釈が出されている。

日本新八景の選定において特筆される事項として、新聞社の企画に鉄道省が後援している点が挙げられる。鉄道省がこの企画を後援した要因については、4月13日の紙面に掲載された、井上匡四郎鉄道大臣の「八景が選ばれ、ば従つてその景勝地への旅行者を増しわが國民は快活な精神を養ひ」との発言および、同じ紙面に掲載された鉄道省運輸局長による周遊券発売および、外国への宣伝計画から、観光による内需拡大と外貨獲得の思惑があったと考えられる（写真 3-1-3）。

また、同じ4月13日から読者投稿を取り入れた「風景自慢」の連載が開始された。更に4月16日からは集計速報が、「郷土愛」という言葉を織り交ぜた各地の投票活動の報道とともに掲載されるようになる。その後、4月26日に審査委員の一部が内務省の国立公園の調査委員を兼ねており、国立公園選定の参考になる事が示唆された。この審査員の選定は、内務省により国民の保健や観光開発による産業振興のために自然景観を保護、開発を目的とする国立公園法の制定が準備されつつあったことと関連している（写真 3-1-2）。なお、審査委員については5月13日の最終決定において、国立公園制定を推進していた田村剛（林学者）と本多静六（林学者）が学識経験者として選ばれている。

「日本新八景」の最終選考は7月3日の第2回審査委員会で行われ、「温泉岳」は全部門中で最多の3,818,721票を集め、山岳部門で「日本新八景」に選定され、7月6日付の紙面で発表された（写真 3-1-4）。なお、投票の総数は93,481,773票であった。組織票や重複投票が認められていたとはいえ、当時の人口61,659,000人（総務省統計局）をはるかに超える投票数であったことは特筆されるとともに、各地の盛り上がりがうかがえる。なお、「日本新八景」という名称は、正式発表を機に「日本八景」に改められた（写真 3-1-5）。

また、「日本八景」の企画発表時に告知されていた文人の紀行文は、7月23日から25日にかけて温泉岳を訪れた菊池幽芳によって書かれている。

以上から、「日本八景」選定の試みは、文化財（史跡名勝天然記念物）における、「観光との連動」および「地域振興のランドマーク化」の発露であったと言える。

山岳
溫泉岳

右ハ大阪毎日新聞社東京目日新聞社
ノ盡力ニ依リ専門家ヨリ成ル審査委
員會ノ精査ヲ經テ選定セラレタルモノ
ニシテ我國屈指ノ名勝トシテ推稱
スルニ足ルモノト認メ長ヘニ其風光ヲ
保存觀賞セラレホコトヲ祈申候

昭和二年八月一日

鐵道大臣
小川平吉

推薦狀

山岳溫泉岳

右日本八景ニ推薦ス

昭和二年七月三日

審査員（いろは順）

右日本分省審查會推薦之基本證書ヲ贈呈候也

東京毎日新聞社

木山彦一

– 71 –

3. 史跡名勝天然記念物への登録申請

長崎県は、温泉岳が日本八景（山岳）に選定された7月3日から10日後の7月13日付で佐上真一県知事（元内務官僚）から内務大臣へ史跡名勝天然記念物の登録申請を行っている（写真3-1-6）。なお、表3-1-2は申請理由、史跡名勝天然記念物の地区、構成要素、所在地を整理したものである。

温泉岳の史跡名勝天然記念物への登録申請を報じた、長崎日日新聞（昭和2年7月15日・写真3-1-6）を見ると、申請理由として、内外の観光客が多く「国際公園の観を呈する」この地域の学問上極めて貴重な地質、鉱物、植物を、天然記念物として保存する必要がある点、および「日本新八景」第1位と認識されたことにより、この区域に対し特別な保護を加えなければ、貴重な名勝、史跡、天然記念物を保存して万人の研究資料とすることができない点の2点を挙げていることが分かる。申請理由に加え、「国立公園の前提」の見出しからも、将来的な国立公園の指定を見据えた登録申請であったことが看取される。

昭和2年（1927）の登録申請において特筆されることは、名勝、天然記念物とともに史跡が含まれている点である。温泉岳は登録申請後、昭和3年（1928）3月31日に名勝に指定され、同時に4つの天然記念物も指定されるが、その中に史跡は含まれていない。史跡が指定から外された要因は明らかではないが、長崎県は登録申請した時点から温泉岳の価値として、歴史的側面を認識していたことが分かる。また、修験道にまつわる満明寺、筑紫國魂神社（温泉神社）、キリシタンにまつわる水月山圓通寺、セミナリオ跡を申請対象としていることから、当時より温泉岳と修験道およびキリシタンを結び付けて捉える歴史観が存在したことがうかがえる。なお、名勝のうち、風致区域に含まれていた岩戸山については、昭和3年（1928）に「岩戸山樹叢」として個別に天然記念物に指定されている。

昭和3年（1928）3月31日付で名勝に指定された「温泉岳」、天然記念物に指定された「普賢岳紅葉樹林」・「野岳いぬつげ群落」・「池ノ原みやまきりしま群落」・「地獄地帯しろどうだん群落」・「原生沼沼野植物群落」は申請内容に山岳名や地名などの記載があるが、特に記載のない「諏訪池」が指定範囲に含まれた経緯は不明である。なお、先述した菊池幽芳の紀行文において、諏訪池は「翡翠の色」、「神秘の湖」と称賛されている。

温泉国立公園の前提……◇

史蹟名勝 天然記念物 指定申請を爲す

保存の必要ある史蹟・植物等

長崎縣營雲仙公園及其の周圍は夙に名勝地として内外に喧傳せられ内外人の探勝するものも多く宛然たる國際公園の觀を呈するので本縣は多年の風致景趣上の計畫に努め國際的大公園として遺憾なきを期して居るが園内に包含さるゝ泥火山、鳩穴等の如きは原生沼のカキツバタ、レンゲツツジ（一名雲仙躑躅）の如きは地質學、鑛物學又は植物學上極めて貴重なる天然記念物として保存の必要ありと思はる、殊に昨今は日本新八景第一を以て目さるゝに至り之等一體の區域に對し特別保護を加ふるに非ざれば斯る顯著なる名勝、史蹟、珍奇なる天然記念物を保存して廣く内外人の研究資料に備ふる事が出来ぬ

一、名勝
（一）展望岩と山嶺谷の峡谷（樟樹の森林を含む）一帯
（二）風ノ原、小地獄、温泉古湯新湯、別所數ノ子山等に亘る一帯
（三）田代原（九千部岳、烏甲山吾妻岳に介在する一帯の盆地）
（四）普賢岳、國見岳、妙見岳、仁田、野岳、矢岳、網笠山、高岩岳に亘る一帯
（五）加津佐水月一帯海岸の松林と岩戸山女神山に亘る一帯

二、史蹟
（一）大乘院満明寺（行基菩薩開基）
（二）筑紫國魂神社（縣社）
（三）切支丹と雲仙地獄の跡（對外史蹟）
（四）加津佐水月山圓寺（大智禪師遺蹟）
（五）切支丹と加津佐セミナリオ跡地（對外史蹟）

三、天然記念物
（一）植物 原生沼のカキツバタレンゲツツジ
（二）所在地 長崎縣南高來郡小濱町地内
（三）地目 國有林地にして縣所借地、民有地
（四）地積 二千七百二十六町六反二畝四歩
（五）内譯 紅葉名所區域 三百二十五町九反六畝二十歩
躑躅名所區域 六百町〇反六畝二十歩
其他風致區域

写真 3-1-6 昭和 2 年 7 月 15 日長崎日日新聞

表 3-1-2 登録申請時（昭和 2 年）の内容

申請理由				
長崎縣營雲仙公園及其の周圍は夙に名勝地として内外に喧傳せられ内外人の探勝するものも多く宛然たる國際公園の觀を呈するので本縣は多年の風致景趣上の計畫に努め國際的大公園として遺憾なきを期して居るが園内に包含さるゝ泥火山、鳩穴等の如きは原生沼のカキツバタ、レンゲツツジ（一名雲仙躑躅）の如きは地質學、鑛物學又は植物學上極めて貴重なる天然記念物として保存の必要ありと思はる、殊に昨今は日本新八景第一を以て目さるゝに至り之等一體の區域に對し特別保護を加ふるに非ざれば斯る顯著なる名勝、史蹟、珍奇なる天然記念物を保存して廣く内外人の研究資料に備ふる事が出来ぬ				
申請内容				
一、名勝		二、史蹟 (右名勝地域内に包含せらるゝもの)		三、天然記念物
地域	長崎縣營雲仙公園及其周圍	一、大乘院満明寺（行基菩薩開基）	一、植物	原生沼のカキツバタレンゲツツジ
風致區域	一、展望岩と山嶺谷の峡谷 (樟樹の森林を含む) 一帯	二、筑紫國魂神社（縣社）	二、所在地	長崎縣南高來郡小濱町地内
	二、風ノ原、小地獄、温泉古湯新湯、 別所數ノ子山等に亘る一帯	三、切支丹と雲仙地獄の跡（對外史蹟）	三、地目	國有林地にして縣所借地、民有地
	三、田代原（九千部岳、烏甲山吾妻岳 に介在する一帯の盆地）	四、加津佐水月山圓寺（大智禪師遺蹟）	四、地積	二千七百二十六町六反二畝四歩
	四、普賢岳、國見岳、妙見岳、仁田、 野岳、矢岳、網笠山、高岩岳に 亘る一帯	五、切支丹と加津佐セミナリオ跡地 (對外史蹟)	内譯 紅葉名所區域 三百二十五町九反六畝二十歩 躑躅名所區域 六百町〇反六畝二十歩 其他風致區域	
	五、加津佐水月一帯海岸の松林と岩戸山 女神山に亘る一帯			
温泉區域	一、新湯、古湯、小地獄			
植物區域	イ、紅葉性樹林 普賢岳、國見岳、 妙見岳に亘る山腹谷、鬼人谷、 赤松谷			
	ロ、花植物 妙見岳、仁田、野岳、 空池原（ゴルフ場と其附近近）寶原 （ホウベルと稱す）高岩岳の高原			
地質	普賢岳の鳩穴 (寛政四年噴火熔岩の穴道) 地獄原盆地の噴泉、泥火山			

第2節 指定の状況

1. 指定告示

文化財保護法による特別名勝温泉岳の指定経過を表3-2-1、天然記念物の指定経過を表3-2-2に示す。なお指定は地番で行われており、指定当時の地番については巻末資料1（別表）に掲載する。

表3-2-1 特別名勝

告 示 内 容	
1	内務省告示第77号 史蹟名勝天然記念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス 昭和3年3月31日 内務大臣 鈴木 喜三郎 第1類 名勝
2	文化財保護委員会告示第29号 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第2項の規定により、昭和27年3月29日付をもって、左記の通り指定した。 昭和27年12月27日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎
3	文化財保護委員会告示第30号 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、昭和27年10月7日付をもって、名勝温泉岳の地域に左記の地域を追加指定した。 昭和27年12月27日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎
4	文化財保護委員会告示第31号 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第2項の規定により、昭和27年11月22日付をもって、特別名勝温泉岳の地域に左記の地域を追加指定した。 昭和27年12月27日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

表3-2-2 天然記念物

告 示 内 容	
内務省告示第77号 史蹟名勝天然記念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス 昭和3年3月31日 内務大臣 鈴木 喜三郎 天然記念物	
1	名称 地獄地帯しろどうだん群落 地名 長崎懸南高来郡小濱町字湯之里 地域 320番内實測11町6段9畝6歩
2	名称 野岳いぬつけ群落 地名 長崎懸南高来郡 地域 長崎営林署島原事業區國有林43林班い小班、46林班い小班、46林班は小班、46林班に小班
3	名称 普賢岳紅葉樹林 地名 同 地域 長崎営林署島原事業區國有林9林班い小班、45林班い小班、45林ろ小班、47林班い小班、48林班い小班、49林班い小班、57林班い小班、58林班い小班
4	名称 原生沼沼野植物群落 地名 長崎懸南高来郡小濱町字湯之里 地域 292番内實測1町8段3畝21歩5合
5	名称 池ノ原みやまきりしま群落 地名 同懸同郡同町字池ノ原 地域 549番内實測1町8段9畝28歩
文部科学省告示第87号 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定する。 平成16年4月5日 文部科学大臣 河村建夫	
6	名 称 平成新山 所在地 長崎県島原市大字木崎名三会温泉岳国国有林長崎南部森林計画区 地 域 長崎森林管理署92へ林小班 所在地 同島原市北上木場町安中温泉岳国国有林長崎南部森林計画区 地 域 長崎森林管理署92ほ林小班、同93ろ林小班、同94に林小班 所在地 同南高来郡小浜町大字雲仙小浜温泉岳国国有林長崎南部森林計画区 地 域 長崎森林管理署80ろ林小班、同93は林小班、同95い一林小班

2. 指定説明文とその範囲

特別名勝としての温泉岳があり、その範囲内に天然記念物として植物の指定5件と、地質鉱物の指定1件を内包している。特別名勝温泉岳と天然記念物の位置と範囲を図3-2-1～5に示す。また、特別名勝温泉岳と天然記念物の関係性および指定された際の基準、説明文を表3-2-3にまとめた。

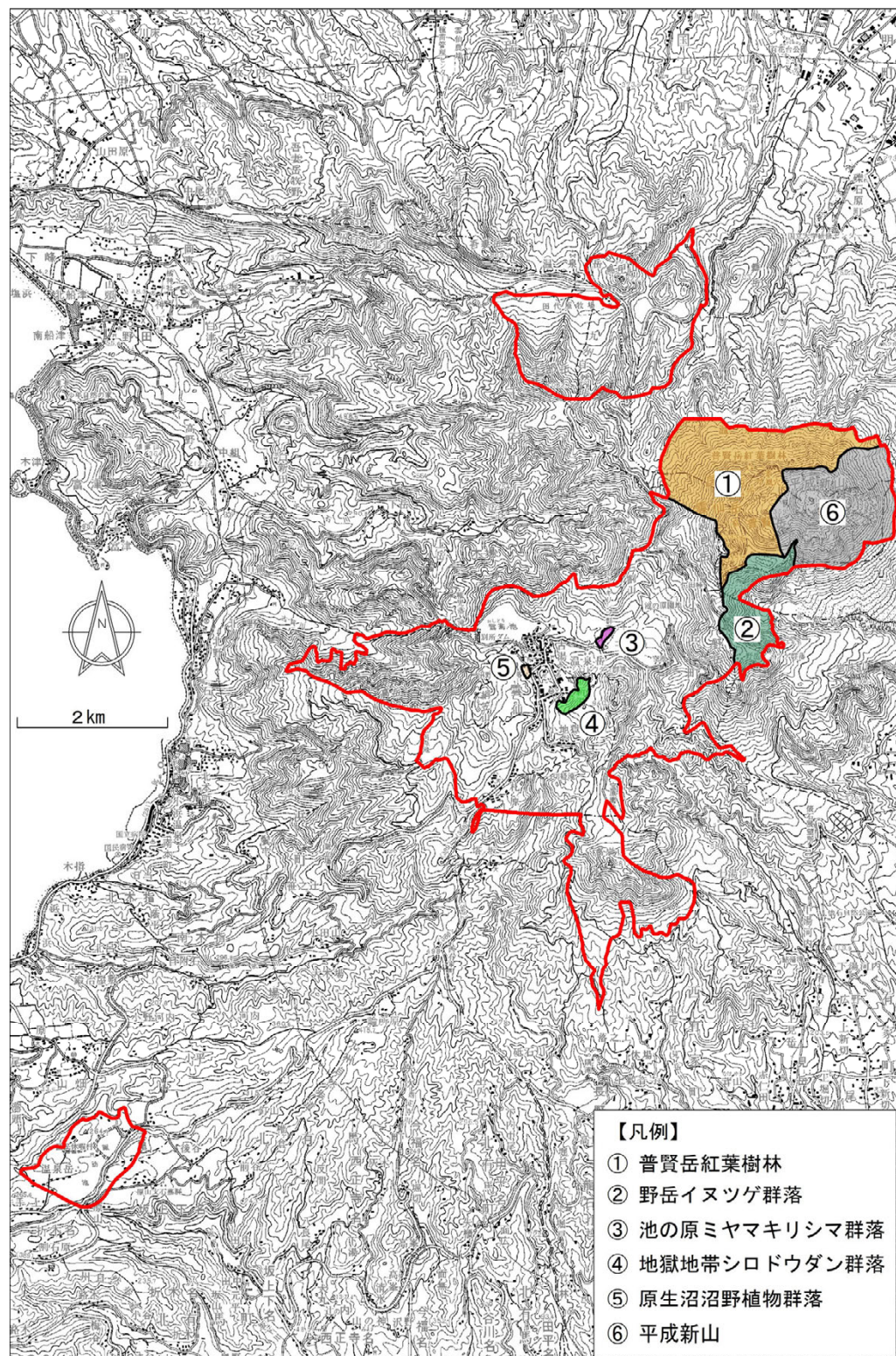


図3-2-1 天然記念物指定範囲図

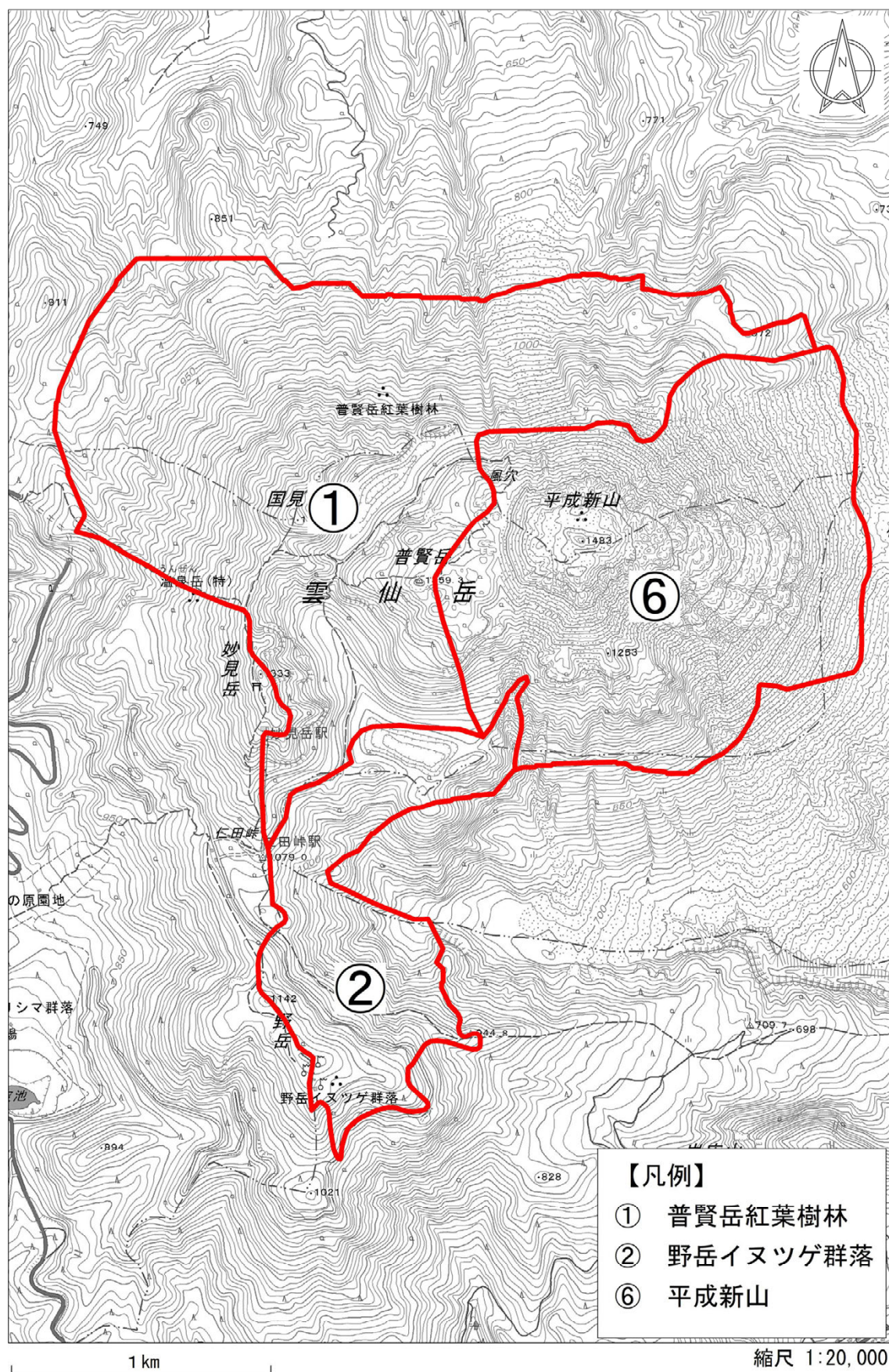


図 3-2-2 天然記念物指定範囲図



図 3-2-3 天然記念物指定範囲図



図 3-2-4 天然記念物指定範囲図



図 3-2-5 天然記念物指定範囲図

表 3-2-3 指定基準および説明文

指定区分・名称	指定説明文	指定年月日	所在地	指定基準
特 別 名 勝	温 泉 岳	昭和三〇. 〇三. 三十一 特別指定 昭和三七. 〇三. 二九 追加 昭和四七. 一一. 二二	島原市 雲仙市 南島原市	一、公園、庭園、三、花樹、花草、紅葉、緑樹などの 叢生する場所、八、砂丘、砂嘴(さし)、海浜、島嶼 十一、展望地点
	普賢岳紅葉樹林			
	野岳いぬつけ群落			
	池ノ原みやまきりしま群落			
	地獄地帯しろどうだん群落			
天 然 記 念 物	原生沼沼野植物群落	昭和三〇. 〇三. 三十一	雲仙市	(六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
	地 質 鉱 物 平成新山			(十) 硫黄孔及び火山活動によるもの